

令和7年8月19日

## 吸収分割に係る事前開示事項

横浜市西区南幸一丁目一番一号  
ITXコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役 高田 泰司

当社は、株式会社ノジマとの間で令和7年8月19日に吸収分割契約を締結し、株式会社ノジマを吸収分割株式会社、当社を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、株式会社ノジマのa uショップおよびUQショップ運営事業に関する権利義務の一部を承継することといたしました（以下、「本分割」といいます。）。つきましては、会社法（以下、「法」といいます。）第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容に関する事項

別添資料1のとおりです。

#### 2. 法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

本分割に際して、株式会社ノジマに対して、株式、金銭その他の財産を交付いたしません。当社は株式会社ノジマの100%子会社であることから相当であると判断しております。

#### 3. 吸収分割株式会社についての事項

##### (1) 吸収分割株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

添付資料2のとおりです。

##### (2) 吸収分割株式会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### (3) 吸収分割株式会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継株式会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本分割を行うに際し、本分割の効力発生日以降における当社の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

当社の令和7年3月31日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ23,367百万円及び10,795百万円です。

本分割により当社が株式会社ノジマから承継する資産及び負債は、それぞれ311百万円及び0円（令和7年6月30日現在）で、令和7年3月31日以降、本分割の効力発生までの当社の資産及び負債の変動を考慮しても、本分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上から、本分割の効力発生日以後の当社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しています。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社ノジマ（以下「甲」という。）とITXコミュニケーションズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業の一部を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

甲の事業のうち、au ショップおよびUQショップ運営事業（以下「本件事業」という。）を、本契約第6条に定める効力発生日（以下「本効力発生日」という。）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（本分割当事者の商号及び住所）

本分割に係る当事者は、以下のとおりとする。

#### (1) 吸収分割会社 甲

商号： 株式会社ノジマ

住所： 相模原市中央区横山一丁目1番1号

#### (2) 吸収分割承継会社 乙

商号： ITXコミュニケーションズ株式会社

住所： 横浜市西区南幸一丁目1番1号

### 第3条（承継する権利義務）

甲は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、その他の権利義務を乙に承継する。但し、雇用契約に関する権利義務を含むその他別紙「承継権利義務明細表」に記載のないもしくは承継しない旨の記載がある権利義務は承継しない。

2 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第6条で定義する。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。

3 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

### 第4条（本分割に際して交付する金銭等）

乙は、本分割に際して、甲に対して、株式、金銭その他の財産を交付しない。

### 第5条（吸収分割承認総会）

甲は、会社法第784条2項の定めにより、会社法第783条1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

2 乙は、会社法796条1項に定めにより、会社法第795条1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第6条（効力発生日）

本分割の効力発生日は、2025年10月1日とする。但し、本分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降であっても、本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第9条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手續に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第10条（本分割条件の変更及び本分割契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、甲乙協議の上、本分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約書に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲が原本を、乙が写しを保有するものとする。

2025年8月19日

甲： 相模原市中央区横山一丁目1番1号  
株式会社ノジマ  
代表執行役 野島 廣司



乙： 横浜市西区南幸一丁目1番1号  
ITXコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 高田 泰司



[ 別紙 ]

## 承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利及び義務は、本効力発生の直前時（以下「基準時」という。）において甲が本件事業に関して有する以下の資産、債務、その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）とする。

### 1. 承継する資産

本件事業のみに属する以下の資産のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定科目に評される分類に属する資産

- (1) 現金及び預金
- (2) 売掛金
- (3) 商品
- (4) 敷金
- (5) 建物
- (6) 建物付属設備
- (7) その他

### 2. 承継する負債

乙に承継しない。

### 3. 雇用契約等

乙に承継しない。

### 4. 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権及びノウハウは、乙に承継しない。

### 5. 許認可等

甲が本件事業に関連して保有している一切の許認可、認可、承認及び登録等のうち、法令その他の規制上承継が可能なもの。

### 6. 承継するその他の権利義務

本件事業に関する売買契約、業務委託契約、不動産賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務。

但し、これらの契約に基づき、基準時において甲が保有する一切の資産その他の権利、並びに、基準時において甲が負担する一切の負債及び債務は除く。

7. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後本効力発生日までに、(i)法令その他の規制上承継が困難であること、又は(ii)承継することにより甲もしくは乙において本契約締結時には想定していなかった損失等を生じることが判明したものについては、承継対象権利義務から除外する。

以上



---

# 会社法事業報告

---

第 8 期 事 業 年 度

2024 年 4 月 1 日から  
2025 年 3 月 31 日まで

I T X コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社

# 事業報告

〔2024年4月1日から  
2025年3月31日まで〕

## I 株式会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るなか、緩やかな回復が期待されます。しかし、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響や、アメリカの政策動向による影響等がわが国の景気を下押しする可能性もあり、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社は前事業年度に立ち上げた独自商材の「ルブリコーティング」に注力したこと、並びに当社の強みであるコンサルティングセールスを活かし、AI搭載のハイエンド端末を訴求したことにより前年から伸ばいたしました。今後は更にお客様に喜んでいただける新たな商材の取り扱いや、投資の拡大による体質強化が課題となっております。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高555億10百万円、営業利益10億51百万円、経常利益10億16百万円、当期純利益は6億41百万円となりました。

### 2. 財産及び損益の状況

営業成績及び財産の状況

(単位：百万円)

区 分	第5期 (2021年度)	第6期 (2022年度)	第7期 (2023年度)	第8期 (当事業年度) (2024年度)
売上高	32,738	54,759	53,682	55,510
経常利益	1,148	2,072	673	1,016
当期純利益	662	1,241	389	641
1株当たり当期純利益(円)	165,552.88	310,264.51	97,473.58	160,346.22
総資産	30,450	31,225	26,548	23,367
純資産	17,790	18,539	14,930	12,572
1株当たり純資産(円)	4,447,713.72	4,634,923.02	3,732,688.36	3,143,190.02

(注) 1. 百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

また、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により計算しております。

3. 2021年10月1日に、兄弟会社であるアイ・ティー・エックス株式会社よりKDD I 事業を承継いたしました。

### 3. 主要な事業内容

当社は、移動体通信事業者の一次代理店として携帯電話販売を行う「テレコム事業」を展開しております。

### 4. 主要な事業所及び営業所（2025年3月31日現在）

本 社	神奈川県横浜市
支 社	東日本支社：宮城県仙台市 関西支社：大阪府大阪市 西日本支社：広島県広島市

### 5. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

使用人数(当事業年度)	使用人数(前事業年度)
802名	786名

(注) 使用人数は就業人員数（当社外への出向者数及び臨時雇用者数を除き、当社外からの受入出向者数を含む）を記載しております。

### 6. 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社ノジマであり、同社は当社の株式を4,000株（出資比率100%）保有する完全親会社であります。当社は親会社と出向者受入を相互に行い、また、親会社へネットワーク及びシステム利用料や家電、備品等購入代金を支払っております。

### 7. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	127百万円
株式会社三菱UFJ銀行	81百万円
株式会社横浜銀行	45百万円

## II 当社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 20,000株
2. 発行済株式の総数 4,000株
3. 株 主 数 1名
4. 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ノジマ	4,000株	100.00%

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 取締役及び監査役の状況

(2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高田 泰司	株式会社ノジマ代表執行役社長
取締役	野島 廣司	アイ・ティー・エックス株式会社取締役
取締役	石坂 洋三	アイ・ティー・エックス株式会社取締役
取締役	日坂 聡	アイ・ティー・エックス株式会社取締役
取締役	山内 渉	アイ・ティー・エックス株式会社取締役
監査役	及川 謙太	アイ・ティー・エックス株式会社監査役
監査役	木村 天哉	アイ・ティー・エックス株式会社監査役

- (注) 1. 株式会社ノジマは、当社の発行済株式の100%を保有する完全親会社であります。
2. アイ・ティー・エックス株式会社は株式会社ノジマが発行済み株式の100%を保有する兄弟会社となります。
3. 2024年9月1日をもって、木村天哉氏が監査役に就任いたしました。
4. 2024年6月17日をもって、野島亮司氏が取締役を退任いたしました。  
2024年8月31日をもって、奥村昇平氏が監査役を辞任いたしました。

### Ⅳ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

#### (1) コンプライアンスに関する取り組み

常勤取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、コンプライアンス基本規程をはじめとした関連規程の整備、通報・相談窓口の設置・運用、教育啓発活動（e-Learning、研修）等を継続的に実施しております。

当期の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動により、社内へのコンプライアンスの浸透を図るとともに、重要会議等で法令及び定款に則って行動するよう周知徹底を行っております。

また、内部監査室を中心としたモニタリングに加え、内部通報制度を活用し、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れがある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、コンプライアンス委員会においてそれらを協議の上、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

#### (2) リスク管理に関する取り組み

総務部が主導して、経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害を出来る限り小さくするために必要な備えと訓練を実施しております。また、株式会社ノジマグループとしても、対策を講じることとしております。

#### (3) 子会社管理に関する取り組み

関係会社管理規程において、子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定め、必要に応じて子会社から当社に対し、付議・報告がなされております。

#### (4) 監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会及びその他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等から職務執行状況について報告及び説明を受け、本社、支社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。

また、内部統制システムに関し、取締役及び使用人等から構築及び運用の状況について定期的に説明及び報告を受け、意見を表明しております。

更に、代表取締役社長と定期的に面談を実施し、経営全般に関する課題及び内部統制の整備・運用状況について説明を受け、意見交換を実施しております。

なお、監査役の職務を補助すべき使用人として内部監査から監査役補助者を任命し、監査役の指揮命令に従い監査業務を補佐しております。

---

会社法計算書類

---

第 8 期 事 業 年 度

---

2024 年 4 月 1 日 から

2025 年 3 月 31 日 まで

I T X コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,166</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,190</b>
現 金 及 び 預 金	659	買 掛 金	5,181
売 掛 金	7,665	短 期 借 入 金	110
商 品	1,976	1年内返済予定の長期借入金	35
未 収 入 金	159	未 払 金	1,006
CMS 預 け 金	1,510	未 払 法 人 税 等	625
そ の 他 流 動 資 産	202	預 り 金	816
貸 倒 引 当 金	△8	賞 与 引 当 金	366
		契 約 負 債	0
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,201</b>	そ の 他 流 動 負 債	47
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>337</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,604</b>
建 物	1,245	長 期 借 入 金	108
構 築 物	95	繰 延 税 金 負 債	1,743
車 両 運 搬 具	22	退 職 給 付 引 当 金	748
工 具 、 器 具 及 び 備 品	631	そ の 他 固 定 負 債	3
減 価 償 却 累 計 額	△1,669	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,795</b>
建 設 仮 勘 定	12	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,163</b>	<b>株 主 資 本</b>	
の れ ん	2,601	<b>資 本 金</b>	<b>200</b>
契 約 関 連 無 形 資 産	7,557	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>9,924</b>
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3	資 本 準 備 金	10
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>700</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,914
投 資 有 価 証 券	14	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,442</b>
差 入 保 証 金	631	利 益 準 備 金	40
そ の 他 投 資 等	64	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,402
貸 倒 引 当 金	△10	繰 越 利 益 剰 余 金	2,402
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>5</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,572</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,367</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>23,367</b>

## 損益計算書

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		55,510
売上原価		43,623
売上総利益		11,887
販売費及び一般管理費		10,835
営業利益		1,051
営業外収益		
受取利息	1	
債権取立益	3	
助成金収入	5	
その他	13	23
営業外費用		
支払利息	1	
原状回復費用	15	
違約金支払	28	
その他	12	59
経常利益		1,016
特別利益		
特別損失		
減損損失	19	19
税引前当期純利益		996
法人税、住民税及び事業税	732	
法人税等調整額	△377	355
当期純利益		641

**株主資本等変動計算書**

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	200	-	12,924	12,924	-	1,800	1,800	14,925
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			△ 3,000	△ 3,000				△ 3,000
準備金の積立		10	△ 10	-	40	△ 40	-	-
当期純利益				-		641	641	641
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				-			-	-
事業年度中の変動額合計	-	10	△ 3,010	△ 3,000	40	601	641	△ 2,358
当期末残高	200	10	9,914	9,924	40	2,402	2,442	12,566

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5	5	14,930
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		-	△ 3,000
準備金の積立		-	-
当期純利益		-	641
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	△ 2,357
当期末残高	5	5	12,572

---

会社法計算書類附属明細書

---

第 8 期 事 業 年 度

2024 年 4 月 1 日 から

2025 年 3 月 31 日 まで

I T X コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社

## 目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 . . . . .	1
2. 引当金の明細 . . . . .	2
3. 販売費及び一般管理費の明細 . . . . .	3

(記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳 簿 価 額	減 価 償 却 累 計 額	期 末 取 得 原 価
有形 固定 資産	建 物	303	54	0	95 (18)	261	983	1,245
	構 築 物	28	—	0	6 (0)	22	73	95
	機 械 装 置	—	—	—	—	—	—	—
	車 両 運 搬 具	11	2	0	3	9	12	22
	工具、器具及び備品	40	7	0	16 (0)	31	599	631
	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	12	—	—	12	—	12
	計	383	76	0	122 (19)	337	1,669	2,006
無形 固定 資産	の れ ん	3,053	1	—	452	2,601	/	/
	契 約 関 連 無 形 資 産	8,835	—	—	1,277	7,557		
	そ の 他	4	—	—	0	3		
	計	11,892	1	—	1,730	10,163		

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

- (1) ショップ等の新設・移転等  
 建物  
 構築物  
 車両運搬具  
 工具、器具及び備品

54 百万円  
 1 百万円  
 2 百万円  
 7 百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

- (1) ショップ等の閉鎖・移転等  
 建物  
 構築物  
 車両運搬具  
 工具、器具及び備品

0 百万円  
 0 百万円  
 0 百万円  
 0 百万円

3. 当期償却額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

## 2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	25	11	19	18
賞与引当金	366	366	366	366
退職給付引当金	739	61	52	748

(注) 1. 上記の引当金の計上理由および額の算定方法については、個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (4)引当金の計上基準、に記載しております。

販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 促 進 費	920	
役 員 報 酬	18	
給 与 手 当	4,340	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	366	
退 職 給 付 費 用	61	
法 定 福 利 費	641	
福 利 厚 生 費	44	
旅 費 交 通 費	238	
交 際 接 待 費	6	
水 道 光 熱 費	161	
借 地 借 家 料	1,151	
減 価 償 却 費	1,393	
賃 借 料	5	
支 払 手 数 料	420	
業 務 委 託 費	19	
租 税 公 課	112	
の れ ん 償 却	452	
そ の 他 販 売 管 理 費	479	
計	10,835	

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は、当社運営ショップ保有資産については、建物及び構築物が7年、器具及び備品が5年、その他については、建物及び構築物が2～39年、器具及び備品が2～14年であります。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、契約関連無形資産が16年、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異

数理計算上の差異は、発生年度に費用処理をしております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務を充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、通信端末（以下、商品）販売等の一次代理店業務を行っており、当社の収益は、主に一般消費者に対する商品販売における収益と、一次代理店業務遂行の対価としてキャリアから受領する手数料収入から構成されております。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

【商品販売】

商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

【受取手数料】

キャリアから通知された手数料支給のための約束（＝役務提供）が完了した時点において顧客であるキャリアが支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5～16年間の定額法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「その他流動資産」に含めて表示しておりました「未収入金」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「未収入金」は145百万円であります。

前事業年度において、「その他流動負債」に含めて表示しておりました「契約負債」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「契約負債」は0百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「債権取立益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「違約金支払」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(企業結合により取得した無形資産及びのれん)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	2,601百万円
契約関連無形資産	7,557百万円
計	10,159百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

企業結合により取得した無形資産及びのれんは、支配獲得日における時価で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断及び見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別した無形資産及びのれんは、取得時の将来キャッシュ・フローに基づき測定しておりますが、当該キャッシュ・フローには売上成長率や割引率、代理店契約の継続率等の主要な仮定が含まれております。

また、無形資産及びのれんが減損の兆候を有するかを判断する際に、将来のキャッシュ・フローの見積りが必要となりますが、当該将来キャッシュ・フローの算定においても同様の仮定を織り込んでおります。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類の企業結合により取得した無形資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(資産の減損損失)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

建物	18百万円
構築物	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
計	19百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該店舗等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失19百万円として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定にあたっては、事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等、決算時点で入手可能な情報や外部資料に基づき合理的に判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により、利益計画の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失は発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	1,650百万円
②短期金銭債務	311百万円
③長期金銭債権	67百万円

(2) 有形固定資産の減損損失累計額

貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高	167百万円
②仕入高	1百万円
③営業取引による取引高	541百万円
④営業取引以外による取引高	1百万円

(2) 減損損失

場所 店舗(他)  
用途 店舗設備等  
種類 建物、構築物、工具、器具及び備品等

当社は、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該店舗等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失43百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物18百万円、構築物0百万円、工具、器具及び備品0百万円であります。

当該店舗等の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値により測定する場合は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	増 加(株)	減 少(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	4,000	—	—	4,000

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2024年6月17日開催の第7回定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	資本剰余金
配当の総額	2,000百万円
1株当たり配当金	500千円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月18日

2024年10月14日開催の定時取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	資本剰余金
配当の総額	1,000百万円
1株当たり配当金	250千円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年10月15日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年6月16日開催予定の第8回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当の総額	1,000百万円
1株当たり配当金	250千円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月17日

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	33百万円
商品評価損	0百万円
賞与引当金	112百万円
貸倒引当金	5百万円
長期差入保証金	54百万円
退職給付引当金	210百万円
減価償却超過額	166百万円
資産調整勘定	5百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	655百万円
評価性引当額	△31百万円
繰延税金資産合計	623百万円
繰延税金負債	
契約関連無形資産等	△2,367百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△2,367百万円
繰延税金負債の純額	△1,743百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	14	14	－
資産計	14	14	－
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	144	144	－
負債計	144	144	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。当社の変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映するため、帳簿価額が時価に近似していると考えられることから、時価は帳簿価額によっております。

2. 金銭債権のうち満期のあるものの決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	659	－	－	－
売掛金	7,665	－	－	－
未収入金	150			
CMS預け金	1,510			
合計	9,995	－	－	－

3. 長期借入金、その他有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	110	－	－	－
長期借入金	35	108	－	－
合計	145	108	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	14	-	-	14
資産計	14	-	-	14

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	-	144	-	144
負債計	-	144	-	144

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	合計
商品販売	35,647
受取手数料	19,863
顧客との契約から生じる収益	55,510
外部顧客への売上高	55,510

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務を充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

(3) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、通信端末（以下、商品）販売等の一次代理店業務を行っており、当社の収益は、主に一般消費者に対する商品販売における収益と、一次代理店業務遂行の対価としてキャリアから受領する手数料収入から構成されております。

【商品販売】

商品販売取引について、キャリアとの代理店契約書上、契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、一部の価格裁量決定を行う事ができます。従って、当社は商品販売取引において本人として行動しているものと判断し、総額で収益を認識しております。

【受取手数料】

手数料収入取引のうち、手数料の一部を二次代理店へ支払う取引形態が存在します。キャリアとの代理店契約書上、当社は契約履行に対する主たる責任を有しており、手数料の獲得分に関する価格裁量決定を行う事ができます。従って、当社は二次代理店への支払いを前提とした手数料収入取引において本人として行動しているものと判断し、総額で収益を認識しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,143,190円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	160,346円22銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2025 年5月4日

ITX コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 高田 泰司殿

監査役 及川 謙太

監査役 木村 天哉

監査報告書の提出について

私たち監査役は、会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

## 監査報告書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年5月14日

ITX コミュニケーションズ株式会社

監査役 及川 謙太 

監査役 木村 天哉 